

議案第1号

豊春地区自治会連合会 会則の一部改正について

改正の理由

非常時における意思決定のあり方の見直しを図る。あわせて、コロナ禍によって生じた予算未執行にともなう繰越金の増加を抑えるための特別処置が必要となっている。よって、下記の2つの改正案を提案するものであります。

改正(案) 1 会則第6条並びに第21条を次の通り改正し、**付則8**を加える。

<第6条について>

改正後	改正前
第6条 豊春連合会には、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1~3名 (3) 事務局 2名(事務局長・書記) (4) 会計 2名(正・副) (5) 監事 2名 ② 役員会は第1項(1)~(4)の役員をもって構成する。 3 上記のほか、協同事業を行うために必要があるときは、必要に応じて体育、環境、福祉、防災等の担当部長役員を設けることができる。	第6条 豊春連合会には、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1~3名 (3) 事務局 2名(事務局長・書記) (4) 会計 2名(正・副) (5) 監事 2名 2 上記のほか、協同事業を行うために必要があるときは、必要に応じて体育、環境、福祉、防災等の担当部長役員を設けることができる。

例) 取締役会
社長 COO
CEO

<第21条について>

改正後	改正前
第21条 この会則に定めるもののほか、豊春連合会の運営に関し必要な事項は、 <u>役員会</u> が別に定める。	第21条 この会則に定めるもののほか、豊春連合会の運営に関し必要な事項は、 <u>会長</u> が別に定める。

<付則について>

次の記事を附則に書き加える。

8 令和2年12月19日 会則の一部改正

改正(案) 2 次の記事を**付則**に書き加える。

9 令和2年12月19日 令和3年度に限り、会則第13条**(1)ア**の均等割会費を5,000円、**同イ**の世帯割り会費を50円とする。